

様式第 4 号の 2 (第 10 条関係)

個人情報取扱委託事務概要書

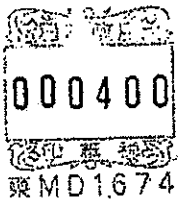
令和 2 年 1 0 月 2 6 日現在

事務の名称	健康管理システム特定保健指導システム対応業務 (個人情報取扱事務登録簿 登録番号)	
事務の目的	基幹システムのカスタマイズを行い、自治体クラウド移行後も基幹システムの安定した運用を図ること。	
所管課	総務部 総務・債権管理課	
対象者		
受託者の名称	富士通株式会社関西支社	
委託事務の内容	基幹系システムのカスタマイズ作業や運用保守を委託するもの。	
基本的事項	経歴の状況	財産等の状況
<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 職業上の地位 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 所得・収入 <input checked="" type="checkbox"/> 資産の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 課税・納税 <input type="checkbox"/> 取引の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 債務の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
心身の状況	生活の状況	制限記録項目
<input type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 運動能力 <input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 傷病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 思想・信条・宗教 <input type="checkbox"/> 人種・社会的身分 <input type="checkbox"/> 犯罪に関する事項 <input type="checkbox"/> 審議会意見事項 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
備考		

業務番号	
------	--

業務委託契約書

大阪府島本町



業務委託契約書

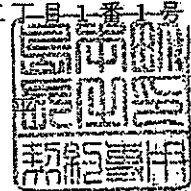
1	委託業務の名称	健康管理システム特定保健指導システム対応業務											
2	履行場所	島本町役場及び大阪版自治体クラウドに係るデータセンター内等											
3	履行期間	契約締結日の翌日から令和6年12月31日まで											
4	業務委託料		十億		百万	2	5	7	9	5	0	0	円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額						2	3	4	5	0	0	
5	契約保証金	<input type="checkbox"/> 契約保証金 円 <input type="checkbox"/> 契約保証金に代わる担保の提供（保証の額 円） <input type="checkbox"/> 有価証券等の提供（島本町財務規則第98条第1項） <input type="checkbox"/> 金融機関等の保証（島本町財務規則第115条第2項第1号） <input checked="" type="checkbox"/> 免除（島本町財務規則第117条第3号による。） <input type="checkbox"/> 公共工事履行保証証券による保証（保証の額 円） <input type="checkbox"/> 履行保証保険契約の締結（保証の額 円） <input type="checkbox"/> その他											
6	適用除外条項	—											

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

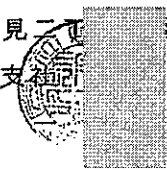
本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2 年 1 0 月 2 6 日

発注者 住所 大阪府三島郡島本町桜井二丁目一番一十号
島本町
氏名 島本町長 山田 紘



受注者 住所 大阪府大阪市中央区城見二丁目一番六号
富士通株式会社 関西支社
氏名 支社長 川 西 洋



第1章 総則

(契約の目的)

第1条 この契約は、発注者及び受注者が相互に協力し、システム構築業務及び保守業務（以下「委託業務」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(総則)

第2条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第9条に定める受注者の委託業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の委託業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、茨木簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(法令上の責任等)

第3条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）の規程を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関の保証

- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めるときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。
 - 6 第1項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は当該保証契約をもって、この契約に基づき受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。
(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務の内容)

第6条 受注者は、別紙「健康管理システム特定保健指導システム対応業務構築作業仕様書」(次項において「構築作業仕様書」という。)及び「健康管理システム特定保健指導システム対応業務運用保守仕様書」(次項において「運用保守仕様書」という。)に基づき委託業務を実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の構築作業仕様書及び運用保守仕様書に不明又は疑義が生じたときは、直ちに発注者に申し出て、発注者の支持を受けなければならないものとする。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 4 受注者は、第2項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。

第2章 業務実施体制

(業務担当職員)

第8条 発注者は、受注者の委託業務の実施について必要な連絡指導に当たる業務担当職員を定め、受注者に通知するものとする。業務担当職員を変更した場合も同様とする。

(委託業務責任者及び委託業務従事者)

第9条 受注者は、委託業務の実施について委託業務責任者を定め、発注者に書面で報告するものとする。委託業務責任者を変更した場合も同様とする。

2 受注者は、委託業務の実施について委託業務従事者を定め、発注者に書面で通知するものとする。委託業務従事者を変更した場合も同様とする。

(委託業務責任者等に対する措置請求)

第10条 発注者は、委託業務責任者又は委託業務従事者若しくは受注者の使用者若しくは第7条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、業務担当職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(特定個人情報を取扱う者)

第11条 発注者が受注者に対し、業務の履行において、特定個人情報を取扱う者の氏名、その他必要な事項に係る情報の提供を求めた場合は、受注者は書面にて当該情報を発注者に提供しなければならない。

第3章 システム構築業務

(システム構築業務の委託期間)

第12条 委託業務のうちシステム構築業務（以下「構築業務」という。）の委託期間（以下「構築期間」という。）は、この契約締結の日の翌日から令和3年3月28日までの期間とする。

(構築業務の委託料)

第13条 構築業務に係る委託料（以下「構築料」という。）は、金1,045,000円（うち消費税及び地方消費税の合計額95,000円）とする。

(完了検査等)

第14条 受注者は、構築業務を完了したときは、完了報告書を添えて当該業務に係る成果物（以下「成果物」という。）を速やかに発注者に提出し、第12条に定める期間内に発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の規定により提出された成果物について、その提出の日から起算して10日以内に検査を行い、その結果を受注者に通知するものとする。

3 受注者は、成果物が前項の検査に合格しないときは、発注者が支持する期日までに検査結

果表によって、これを補正しなければならない。この場合においては、補正の完了を構築業務の完了とみなし、前2項の規定を適用する。

- 4 成果物の引き渡しは、第2項による発注者の合格の通知を発した日を持って完了したものとする。

(構築料の請求及び支払い)

第15条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、発注者に対して構築料の支払いを請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に構築料を支払うものとする。
- 3 発注者が、その責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(受注者の請求による構築期間の延長)

第16条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により構築期間内に構築業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に構築期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、構築期間を延長しなければならない。発注者は、その構築期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、構築料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による構築期間の短縮等)

第17条 発注者は、特別の理由により構築期間を短縮する必要があるときは、構築期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、構築料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(著作権等の取扱い)

第18条 成果物に関する著作権の帰属について、成果物のうち新規に作成されたプログラムの著作権については、第14条第4項に定める時期をもって、受注者から発注者に無償で譲渡（著作権法第27条及び第28条の権利の譲渡も含む。以下同じ。）するものとする。

- 2 成果物のうち新規に作成されたプログラムのプログラム構成部品で発注者又は受注者が従前から有していたプログラム構成部品の著作権については、それぞれ構成部品について、発注者が対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用（著作権法に基づく複製、翻案等の著作物を利用する行為をいい、以下同じ。）を無償で許諾するものとする。

- 3 成果物のうち新規に作成されたプログラム構成部品及びドキュメントの著作権については、第14条第4項に定める時期をもって、受注者の著作権の持ち分の半分を発注者に譲渡することにより、発注者・受注者両者共有とする。この場合、発注者及び受注者は、当該プログラム構成部品及び当該ドキュメントにつき、対価の支払なく自由に著作権法に基づく利用を

業
もの
いを
払う
きは、
定期
定期
満了
完了
更を
きは、
帰す
主者
の短
又は
ラム
で譲
が従
発
査法
もの
くは、
ける
ュグ
目を

行い、あるいはそれぞれ相手方の了承を得て第三者に著作権法に基づく利用を行わせることができるものとする。

(契約不適合責任)

第18条の2 引渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、受注者に対し、当該成果物の修補、代品との取替え又は不足分の引渡しによる追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は、発注者が請求した方法と異なる方法による追完をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 追完が不能であるとき。

(2) 受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が催告をしても、契約の目的を達するのに足りる追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は追完または代金の減額を請求することができない。

(契約不適合の担保期間)

第18条の3 引渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、追完、損害賠償及び代金の減額の請求並びに契約の解除は、発注者がその不適合を知ったときから1年以内に受注者に通知しなければ、することができない。ただし、発注者が成果物の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第4章 システム保守業務

(システム保守業務の委託期間)

第19条 委託業務のうちシステム保守業務(以下「保守業務」という。)の委託期間(以下「保守期間」という。)は、令和3年3月29日から令和6年12月31日までとする。

(システム保守業務の委託料)

第20条 保守業務の委託料(以下「保守料」という。)は、次のとおりとする。

(1) 令和3年3月29日から令和6年12月31日まで

月額 34,100円(うち消費税及び地方消費税の合計額3,100円)

ただし、令和3年3月分の保守料は、令和3年4月分の保守料に含むものとする。

(2) 契約期間全体の執行予定額

総額1,534,500円(うち消費税及び地方消費税の合計額139,500円)

2 月額の契約金額(以下「契約代金」という。)は、前項に定める月額金額とする。ただ

し、契約期間に1か月未満の端数が生じたときは、その月の契約代金は、日割計算によって算定するものとする（1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。）。

（システム保守業務の月次報告）

第21条 受注者は、毎月の業務が完了したときは、遅滞なく、月次業務報告書を発注者に提出しなければならない。

（検査）

第22条 発注者は、前条の月次業務報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。この場合においては、修正の完了の通知を月次業務報告書の提出とみなして前項の規定を適用する。

（保守料の請求及び支払い）

第23条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、当該月の契約代金の支払いを書面をもって発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項により適法な支払いの請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

3 発注者の責に帰すべき事由により、支払いが遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ支払遅延防止法第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

第5章 資料等の取扱い

（資料の保管・管理）

第24条 受注者は、発注者が提出した資料（データを含む。以下同じ。）の保管・管理を適正に行わねばならない。

（指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止）

第25条 受注者は、発注者が提出した委託業務に係る資料を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止又は制限）

第26条 受注者は、委託業務に係る資料を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者に書面を提出し承諾を得た場合は、この限りでない。

（資料の返還）

第27条 受注者は、発注者が提出した資料を、使用後速やかに発注者に返還しなければならない。

（資料の破棄）

第28条 受注者は、前条の規定に基づき発注者に返還する資料及び成果物以外の資料を使用後速やかに破棄しなければならない。

（運搬責任）

第29条 委託業務に係る資料及び納入すべき成果物等の運搬は、受注者の責任で行うものとし、その経費は受注者の負担とする。

第6章 秘密保持及び個人情報保護

(秘密の保持)

第30条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

4 前3項の規定は、この契約が終了した後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第31条 受注者は、個人情報の保護に関し、島本町個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第1項に基づく次の事項を順守しなければならない。

(1) 提供資料等の厳重な保管及びその運搬にあたっては責任者が細心の注意を持って行うこと。

(2) 提供資料等の目的外利用の禁止

(3) 提供資料等の複写及び複製の禁止

(4) 事故発生時の報告の義務

(5) 提供資料等の返還義務

(6) 知り得た個人情報に関し、条例第28条等の罰則の規定に抵触したときは処罰される場合がある。

第7章 その他

(事故発生時における報告義務)

第32条 受注者は、委託業務の実施に関し事故等が生じた場合は、直ちに、発注者に報告しなければならない。

(調査等)

第33条 発注者は、委託業務の実施状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の実施につき適正な履行を求めることができる。

(業務の中止)

第34条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(一般的損害)

第35条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第1項及び第2項の損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第36条 業務の実施に伴い第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを指摘しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(債務不履行に対する受注者の責任)

第37条 受注者は、業務について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた場合、又は受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行の追完を請求し、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求し、又はその履行の追完に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、発注者は、損害の賠償を請求することができない。

3 前項の規定は、第39条第1項及び第2項に定める解除権の行使を妨げない。

4 第2項において、受注者が負うべき責任は、第14条第2項又は第22条第1項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第38条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料10分の2に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等(独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(同法第7条の2第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。))をいう。以下同じ。)を受け、これらが確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。))。

(2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。))において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場

合（この契約が、示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から支払の日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。）の割合による利息を付さなければならない。

（発注者の解除権）

第39条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかでない認められるとき。

(3) 第18条の2第1項及び第37条第2項に定める追完がなされないとき。

(4) この契約の履行に当たり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。

(5) 前各号のほかこの契約事項に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 第5条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(2) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。

(3) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (7) 受注者が第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
 - (9) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
 - (10) 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (11) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
- 3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

（誓約書の提出）

第40条 受注者及び暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第41条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除する。

- (1) 暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
- (2) 暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人との契約の解除の求めを拒否したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第42条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、発注者に違約金を支払わなければならない。

- (1) 第39条及び前条の規定によりこの契約が解除された場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 受注者は次の各号に掲げる額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければな

らない。

- (1) 構築期間中に解除された場合 構築料の10分の1に相当する額
- (2) 保守期間中に解除された場合 保守料の10分の1に相当する額
(契約解除に伴う損害賠償金)

第43条 前条第1項に規定する場合（同条第2項によりみなされた場合を含む。）において、発注者に生じた損害額が、同条第3項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（業務完了前の発注者の任意解除権）

第44条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第39条第1項、同条第2項及び第41条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 協議により設計図書等を変更することに伴い、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 構築期間における第34条の規定による業務の中止期間が構築期間の10分の5（構築期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

- (3) 保守期間における第34条の規定による業務の中止期間が保守期間の10分の5（保守期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(4) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（解除の効果）

第46条 この契約が解除された場合には、第2条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

（解除に伴う措置）

第47条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（第7条第2項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

とい
見定す
関係者
が判明

発注者

とい
発注
)でな

この

うとき
密接

接関
の解除

支払

こと

者の

す。
第75

法律

法律

ばな

- 3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、受注者が負担する。
- 4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。
- 5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第39条又は第41条の規定によるときは発注者が定め、第44条又は第45条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（保険）

第48条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第49条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期日を経過した日から業務委託料の支払いの日まで年2.6パーセントの割合で計算した利息を付した額を発注者の支払うべき業務委託料から相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合において、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

（人権啓発研修）

第50条 受注者は、この契約に基づき受託業務に従事する者が基本的人権について正しい認識を持って当該業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うものとする。

（消費税等額の変動）

第51条 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

（契約外の事項）

第52条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

らいて
まず、
て当該
いては、
きず、
の解除
見定に
見定す
をめる
保険を
なけ
間内に
から
注者
セン
い認
費税
相当
として

健康管理システム
特定保健指導システム対応業務
構築作業仕様書

作業内容

健康管理システムに対し、特定保健指導システム対応業務を導入する。

1. 受託作業の内容
2. 推進体制、役割分担
3. 作業実施場所、その他作業環境に関する事項

1. SE支援作業の内容

1. 1 受託作業概要及び対象工程

受託作業概要	令和3年3月に稼働する大阪府自治体クラウド上の健康管理システムに対して、特定保健指導システム対応業務を導入する。
対象工程	設計工程、製造工程、テスト工程

1. 2 前提資料

No.	資料名	作成日付	版数
1	島本町様向け健康管理システム特定保健指導システム導入業務対応お見積り	令和2年10月	-
	以下余白		

※前提資料に変更が生じた場合は、発注者、受注者協議の上、契約変更などの対応をするものとします。

1. 3 前提条件

(1) 受託作業実施期間	・ 契約締結日の翌日から令和3年3月28日まで
(2) 対象システムについて	・ 健康かるて
(3) システム構成について	・ 健康かるて 本番サーバ及び検証サーバ (大阪府自治体クラウド上で稼働)
(4) 改修内容について	・ 健康管理システムにおいて、特定保健指導システム対応業務を導入する。
(5) 作業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境構築・設計 (4)に係る改修に関する環境構築及び設計作業を実施する。 ・ パッケージ適用 設計内容に従い、パッケージ適用作業を実施する。 ・ テスト テスト作業を実施する。
※上記の資産は、健康かるてサーバに適用するものとします。	
(6) その他	新規カスタマイズや新規要望対応、運用支援作業については本作業範囲外とします。

※前提条件に変更が生じた場合は、発注者、受注者協議の上、契約変更などの対応をするものとします。

1. 4 作業スケジュール及び受注者から発注者に提出する資料など

契約書明細表		「作業内容」	特定保健指導システム対応		
		「検収完了予定日」	令和3年3月28日		
No.	納入物品	数量	媒体	納入予定日	
1	作業完了報告書	1	CD	令和3年3月18日	
	以下余白				

※上記の表の内容を変更する場合には、発注者、受注者協議の上、実施期間及び契約金額に影響を及ぼさないことを確認して決定するものとします。実施期間又は契約金額が変更となる場合は、発注者、受注者協議の上、契約変更などの対応をするものとします。

[作業スケジュール表 (線表形式)]

※『別紙1. マスタスケジュール』を参照

2. 抽
2. 1
主任
発注
受注
主任
との
主任
推進
貴町
責
保
課
管
保
係
担
保
権
担
2. 2
工程
計
製
造
ス
ト
役
割
こ
と
義
の
上

推進体制、役割分担

1. 推進体制

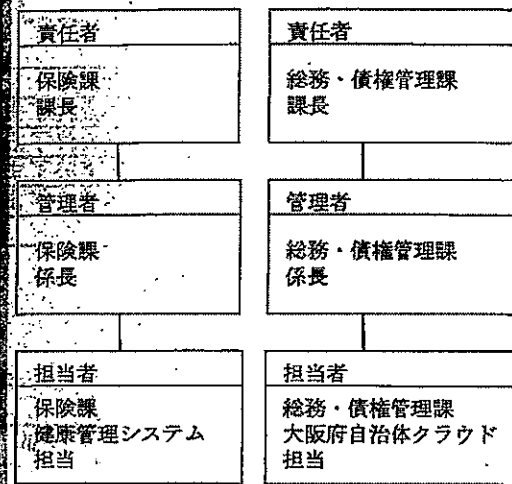
主任担当者]

発注者	島本町 総務・債権管理課（契約内容に関すること） 保険課（業務内容に関すること）
受注者	富士通株式会社

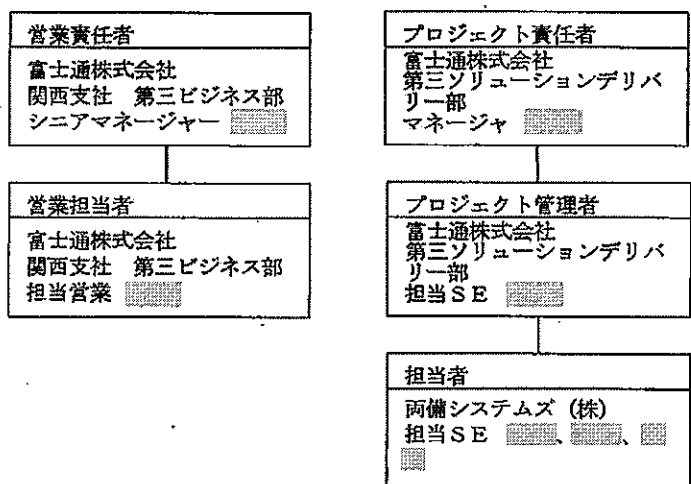
主任担当者：受託作業に関する相手方からの要請などの受理、相手方への依頼などを行う場合、発注者と受注者との間で、唯一の窓口となります。
主任担当者を変更する場合には、書面により相手方に通知するものとします。

推進体制図]

島本の推進体制]



[弊社の推進体制]



2. 役割分担

工程名 設計、製造、テスト

《凡例》 ◇：確定/承認、◎：主体、○：支援、-：対象外

カテゴリ	作業項目	発注者 分担	受注者 分担
設計	機能改修設計	◇	◎
製造	機能改修	-	◎
テスト	機能改修テスト	◇○	◎

役割分担の内容を変更する場合には、発注者、受注者協議の上、スケジュール及び契約金額に影響を及ぼさないことを確認して決定するものとします。スケジュール又は契約金額が変更になる場合には、発注者、受注者協議の上、契約変更などの対応をするものとします。

導シ
版数
8月
な
協議

3. 作業実施場所、その他作業環境に関する事項

3. 1 作業実施場所

作業実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の庁舎内（原則は、発注者の開庁時間内とし、発注者が承認する場合はこの限りでない） ・受注者の開発ルーム 又は データセンター 並びに 各事業所（事務作業など） ※打合せ等の会議を発注者の庁舎にて行う際は、発注者にて打ち合わせ場所を確保するものとします。 ※上記に定める以外の作業環境に関する調整事項は、発注者、受注者協議の上、調整・対処するものとします。
使用期間	作業着手から作業終了まで

<使用条件>
 ・作業実施場所の使用に係る諸経費（光熱費、清掃費など）は発注者の負担とします。
 ※上記の他に、受託作業を実施するために必要となる作業実施場所については、都度、同一の条件にて発注者から受注者に使用を認めるものとします。

3. 2 発注者が受注者に使用許諾する設備、ドキュメント及びソフトウェア

No.	設備、ドキュメント及びソフトウェア名称	作成日付	版数	数量	媒体	使用期間
1	作業スペース	-	-	必要数	-	作業着手から作業終了まで
2	机・椅子	-	-	必要数	-	作業着手から作業終了まで
3	開発・テスト用端末、プリンタ	-	-	必要数	-	作業着手から作業終了まで
4	用紙、専用帳票	-	-	必要数	-	作業着手から作業終了まで
	以下余白					

<使用条件>
 ・設備の使用に係る諸経費は発注者の負担とします。
 ・ドキュメント及びソフトウェアの知的財産権は、従前の保有者に帰属するものとします。
 ・受注者は、上記の物品を、受託作業実施のために必要な範囲で使用/複製するものとします。
 ・使用の終了後は、受注者は、速やかに発注者に返却するものとします。また、複製品は廃棄するものとします。
 ※上記の他に、受託作業を実施するために必要となる設備、ドキュメント及びソフトウェアについては、都度、同一の条件にて発注者は受注者に使用を認めるものとします。
 ※発注者の承認を得て受注者が設置した機材の使用に係る諸経費は発注者の負担とします。

3. 3 受注者が発注者に貸与するドキュメント及びソフトウェア

No.	ドキュメント及びソフトウェア名称	作成日付	版数	数量	媒体	貸与期間
	なし					
	以下余白					

<使用条件>
 ・ドキュメント及びソフトウェアの知的財産権は、従前の保有者に帰属するものとします。
 ・発注者は、自己の業務で使うために必要な範囲で、上記使用物を利用できるものとします。
 ・受注者から書面による返却の要求があった場合、発注者は速やかに受注者に返却するものとします。また、複製品は廃棄するものとします。
 ※上記の他に、必要となるドキュメント及びソフトウェアについては、都度、同一の条件にて受注者は発注者に使用を認めるものとします。

健康管理システム
特定保健指導システム対応業務
運用保守 仕様書

作業内容

健康管理システム) 特定保健指導システム対応業務に対し、運用保守支援を実施する。

1. 受託作業の内容
2. 推進体制、役割分担
3. 作業実施場所、その他作業環境に関する事項

1. SE支援作業の内容

1.1 受託作業概要及び対象工程

受託作業概要	健康管理システム) 特定保健指導システム対応業務に対し、運用保守支援を実施する。
対象工程	運用保守工程

1.2 前提資料

No.	資料名	作成日付	版数
1	島本町様向け健康管理システム) 特定保健指導システム対応業務お見積り	令和2年10月	-
	以下余白		

※前提資料に変更が生じた場合は、発注者、受注者協議の上、契約変更などの対応をします。

1.3 前提条件

(1) 受託作業実施期間	・ 令和3年3月29日から令和6年12月31日まで
(2) 対象システムについて	・ 健康かるて
(3) システム構成について	・ 健康かるて 本番サーバ及び検証サーバ (大阪府自治体クラウド上で稼働)
(4) 対象機能について	・ 健康管理システム) 特定保健指導システム対応業務
(5) 作業内容	・ 運用支援 本機能に対するQA対応を実施する。 ・ パッケージ保守 パッケージのレベルアップ作業 (制度改正による有償分は除く。)
(6) その他	新規要望対応については本作業範囲外とします。

※前提条件に変更が生じた場合は、発注者、受注者協議の上、契約変更などの対応をします。

1.4 作業スケジュール及び受注者から発注者に提出する資料など

契約書明細表		「作業内容」			健康管理システム) 特定保健指導システム対応	
No.	納入物品	数量	媒体	納入予定日		
1	作業完了報告書	1	紙	上記受託作業期間の各月		
	以下余白					

※上記の表の内容を変更する場合には、発注者、受注者協議の上、実施期間及び契約金額に影響を及ぼさないことを確認して決定するものとします。実施期間又は契約金額が変更になる場合には、発注者、受注者協議の上、契約変更などの対応をします。

[作業スケジュール]

※ レベルアップ資産適用時、QA発生時に随時作業を実施。

2.
2.
[主] 発行
受注者
※主者と主
[推] 貴
2.
[工] 程
運用
運用
※役
いこ
議の

2. 推進体制、役割分担

2.1 推進体制

[主任担当者]

発注者	島本町 総務・債権管理課 (契約内容に関すること) 保険課 (業務内容に関すること)
受注者	富士通株式会社

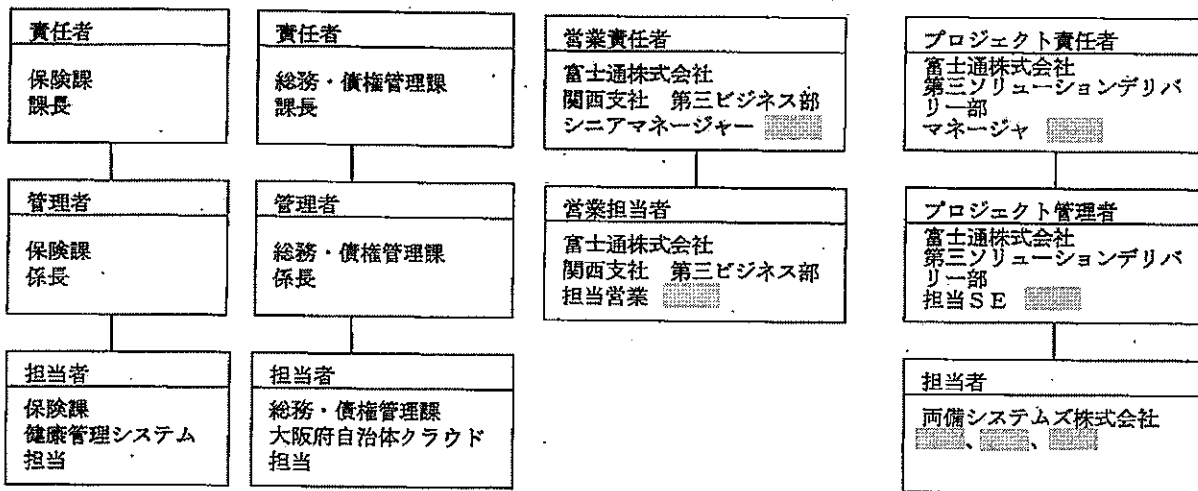
※主任担当者：受託作業に関する相手方からの要請などの受理、相手方への依頼などを行う場合、発注者と受注者との間で、唯一の窓口となります。

※主任担当者を変更する場合には、書面により相手方に通知するものとします。

[推進体制図]

[貴町の推進体制]

[弊社の推進体制]



2.2 役割分担

工程名 運用保守

《凡例》 ◇：確定/承認、◎：主体、○：支援、-：対象外

カテゴリ	作業項目	役割分担	
		発注者 分担	受注者 分担
運用支援	再カスタマイズ	◇	◎
運用支援	QA対応	◇	◎

※役割分担の内容を変更する場合には、発注者、受注者協議の上、スケジュール及び契約金額に影響を及ぼさないことを確認して決定するものとします。スケジュール又は契約金額が変更になる場合には、発注者、受注者協議の上、契約変更などの対応をするものとします。

3. 作業実施場所、その他作業環境に関する事項

3. 1 作業実施場所

作業実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の庁舎内（原則は、発注者の開庁時間内とし、発注者が承認する場合はこの限りでない） ・受注者の開発ルーム 又は データセンター 並びに 各事業所（事務作業など） ※打合せ等の会議を発注者の庁舎にて行う際は、発注者にて打ち合わせ場所を確保するものとします。 ※上記に定める以外の作業環境に関する調整事項は、発注者、受注者協議の上、調整・対処するものとします。
使用期間	作業着手から作業終了まで

使用条件

・作業実施場所の使用に係る諸経費（光熱費、清掃費など）は発注者の負担とします。
 ※上記の他に、受託作業を実施するために必要となる作業実施場所については、都度、同一の貸与条件にて発注者から受注者に使用を認めるものとします。

3. 2 発注者が受注者に使用許諾する設備、ドキュメント及びソフトウェア

No.	設備、ドキュメント及びソフトウェア名称	作成日付	版数	数量	媒体	使用期間
1	作業スペース	-	-	必要数	-	作業着手から作業終了まで
2	机・椅子	-	-	必要数	-	作業着手から作業終了まで
3	開発・テスト用端末、プリンタ	-	-	必要数	-	作業着手から作業終了まで
4	用紙、専用帳票	-	-	必要数	-	作業着手から作業終了まで
	以下余白					

使用条件

・設備の使用に係る諸経費は発注者の負担とします。
 ・ドキュメント及びソフトウェアの知的財産権は、従前の保有者に帰属するものとします。
 ・受注者は、上記の物品を、受託作業実施のために必要な範囲で使用／複製するものとします。
 ・使用の期間終了後は、受注者は、速やかに発注者に返却するものとします。また、複製品は廃棄するものとします。

※上記の他に、受託作業を実施するために必要となる設備、ドキュメント及びソフトウェアについては、都度、同一の条件にて発注者は受注者に使用を認めるものとします。
 ※発注者の承認を得て受注者が設置した機材の使用に係る諸経費は発注者の負担とします。

3. 3 受注者が発注者に貸与するドキュメントおよびソフトウェア

No.	ドキュメント及びソフトウェア名称	作成日付	版数	数量	媒体	貸与期間
	なし					
	以下余白					

使用条件

・ドキュメント及びソフトウェアの知的財産権は、従前の保有者に帰属するものとします。
 ・発注者は、自己の業務で使うために必要な範囲で、上記使用物を利用できるものとします。
 ・受注者から書面による返却の要求があった場合、発注者は速やかに受注者に返却するものとします。また、複製品は廃棄するものとします。

※上記の他に、必要となるドキュメント及びソフトウェアについては、都度、同一の条件にて受注者は発注者に使用を認めるものとします。



特定個人情報の取扱いに関する覚書

島本町（以下「発注者」という。）と富士通株式会社関西支社（以下「受注者」という。）は健康管理システム特定保健指導システム対応業務（以下「原契約」という。）に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第10項に定める個人番号利用事務又は同条第11項に定める個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部を受注した場合において、当該業務に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、以下のとおり覚書を締結する。

（定義）

第1条 本覚書における用語の定義は、島本町個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び番号法に定めるところによる。この場合において、条例第4条及び番号法第2条の双方に定めがある用語の定義については、条例の定めるところによる。

（特定個人情報の取扱い）

第2条 発注者は、個人番号利用事務等を実施する上で必要な最小限度において、特定個人情報を受注者に取扱わせるものとする。

（秘密保持義務）

第3条 受注者は、原契約に基づき実施する個人番号利用事務等（以下「本件業務」という。）において取り扱う特定個人情報（以下「本件特定個人情報」という。）を、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、本件業務を実施する以外の目的で、利用し、複写し若しくは複製し、又は加工してはならない。

2 受注者は、第7条により発注者が許諾した再委託先に提供する場合及び本件業務を実施するために必要がある場合を除き、本件特定個人情報を他に提供し、又は漏えいしてはならない。

（持出しの禁止）

第4条 受注者は、本件特定個人情報を、本件業務を実施するために必要がある場合を除き、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、受注者の事業所内から持ち出してはならない。

（目的外利用の禁止）

第5条 受注者は、本件特定個人情報を、本件業務を実施する以外の目的に利用してはならない。

（安全管理措置）

第6条 受注者は、本件業務の遂行にあたり、本件特定個人情報の漏えい、滅失

又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、発注者が前項に定める安全管理措置の具体的内容を指定しようとする場合、本件業務の内容、規模及び対価を考慮し、協議を行うものとする。

（再委託）

第7条 受注者は、本件業務を実施する上で、本件業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）することができる。この場合、受注者は発注者に対し、再委託する旨、再委託先の名称及び住所を事前に書面により通知し、発注者の書面による許諾を得なければならない。

- 2 受注者は、再委託する場合、再委託先に対して、第6条に定める安全管理措置その他の本覚書に定める受注者の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（漏えい事案等の発生時の対応）

第8条 受注者は、本件特定個人情報の漏えい等の事案が発生した場合、又は発生した可能性がある場合には、直ちに発注者に報告するものとする。この場合、発注者及び受注者は、事故の拡大及び再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者及び受注者が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、事案によって本人が被る権利利益の侵害の状況、事案の内容及び規模等に鑑み、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

（損害賠償）

第9条 受注者は、自己の責に帰すべき事由により、本件特定個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に損害が生じた場合、原契約に従ってこれを賠償する責任を負うものとする。

（特定個人情報の返却・廃棄）

第10条 受注者は、本件業務が終了したとき、又は発注者の求めがあるときにはいつでも、発注者の指示に従い、本件特定個人情報（その複製物及び複写物を含む）の全てを発注者に返却し、又は復元できない手段で廃棄若しくは削除しなければならない。

- 2 受注者は、前項の廃棄又は削除について記録に残さなければならない。
- 3 受注者が第1項の廃棄又は削除を行った場合、受注者は、発注者に対し、速やかに廃棄又は削除を行った旨の証明書を交付しなければならない。

（責任者）

第11条 受注者は、本件業務を実施するにあたり本件特定個人情報の取扱いに関する管理責任者を定め、発注者に報告するものとする。

(従業者に対する監督・教育)

第12条 受注者は、本件業務に従事する従業者(受注者の組織内にあつて直接間接に受注者の指揮監督を受けて受注者の業務に従事している者をいう。従業員、取締役、監査役、理事、監事、及び派遣社員等を含むがこれに限られない。以下「事務取扱担当者」という。)の範囲を明確にして発注者に報告した上で、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督・教育を行わなければならない。

2 受注者は、事務取扱担当者に対し、本件特定個人情報に関する秘密保持義務を負わせるものとする。

3 受注者は、事務取扱担当者が退職する場合、事務取扱担当者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求める等、在任若しくは在職中に知り得た全ての本件特定個人情報の返還若しくは破棄を義務づけ、漏えい等を防止するために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(本人に対する責任等)

第13条 発注者は、本件特定個人情報に、適正に取得されたものであることを保証するとともに、受注者に本件特定個人情報を取り扱う業務を発注することについて、本人に対して責任を負う。

2 受注者は、本人から本件特定個人情報の開示、訂正、追加若しくは削除等の請求を受けた場合、又は行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から本件特定個人情報の提供を要請された場合、速やかに発注者に通知するものとする。この場合、受注者は、本人又は本人以外の者の請求又は要請に直接応じる義務を負わず、発注者が自己の費用と責任をもって対応するものとする。

(報告及び実地調査)

第14条 受注者は、発注者に対し、本覚書締結日から1年が経過するごとに、本覚書内容の遵守状況について書面により報告しなければならない。

2 発注者は、安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、受注者に対する書面による事前の通知により、実地の調査の受入れを求めることができる。この場合、受注者は、本件業務の実施に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、発注者の求めに応じるものとする。

3 前項の調査にあたり、受注者は発注者に対して、受注者の営業秘密(不正競争防止法第2条第6項に定める営業秘密をいう。)に関する秘密保持義務等について定めた秘密保持契約の締結を求めることができるものとする。

4 発注者は、第2項の調査のために受注者の事業所等への入館が必要となる場合、受注者所定の入退館等に関する規則に従うものとする。

5 受注者は、発注者による第2項の調査が通常範囲を超えると判断するとき

は、発注者及び受注者で協議の上、調査の受入れのために受注者が要した費用を発注者に請求することができるものとする。

(有効期間)

第 15 条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から本件業務の終了の日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、第 3 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条、第 16 条及び第 17 条は、本覚書終了後も有効に存続するものとする。

(原契約との関係)

第 16 条 本覚書に定めのない事項については、原契約の定めるところによる。

(合意管轄)

第 17 条 本覚書に関する紛争については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 18 条 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い発注者及び受注者で協議し、円満に解決を図るものとする。

令和 2 年 10 月 26 日

発注者 住 所 大阪府三島郡島本町桜井二丁目
島本町
氏 名 代表者 島本町長 山 田 紘



受注者 住 所 大阪府大阪市中央区城見二丁目 6 号
富士通株式会社 関西支社
氏 名 支社長 川 西 洋 一



